

愛知県教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年3月24日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長と教育委員長が一本化され、教育委員長の職がなくなることにより、改正が必要となる規則の改正。これにあわせて、傍聴の手続き等についても改正を行う。

2 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うもの

3 改正の内容

- (1) 条文中の「委員長」を「教育長」に改正する。
- (2) 傍聴の手続き等を改正する。
- (3) その他、ひらがな表記を漢字表記に改正する等の字句の整理を行う。

4 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日

(ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 3 項に規定する日までの間の教育委員会の会議の傍聴については、改正後の愛知県教育委員会会議傍聴規則の規定は適用せず、改正前の愛知県教育委員会会議傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。)

愛知県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会会議傍聴規則（平成十年愛知県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「開始五分前までに受付簿にその」を「開会時刻の三十分前から五分前までの間に、日付並びに」に、「記入して」を「記載した傍聴申込書を提出して」に改め、同条第二項中「受付簿に記入した」を「傍聴申込書を提出した」に、「当該記入した」を「当該提出した」に改める。

第四条及び第五条第五号中「委員長」を「教育長」に改める。

第七条中「映画」を「動画」に改め、同条ただし書中「委員長」を「教育長」に改める。

第八条（見出しを含む。）及び第九条中「委員長」を「教育長」に改める。

第十一条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第三項に規定する日までの間の教育委員会の会議の傍聴については、改正後の愛知県教育委員会会議傍聴規則の規定は適用せず、改正前の愛知県教育委員会会議傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。

愛知県教育委員会会議傍聴規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(傍聴の手續等)

(傍聴の手續等)

第三条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会時刻の三十分前から五分前までの間に、日付並びに住所及び氏名を記載した傍聴申込書を提出して、傍聴券の交付を受け、係員の指図に従って傍聴席に着かなければならない。

第三条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始五分前までに受付簿にその住所及び氏名を記入して、傍聴券の交付を受け、係員の指図に従って傍聴席に着かなければならない。

2 前項の規定により傍聴申込書を提出した者の数が、前条の定員を超えるときは、当該提出した者の中から抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

2 前項の規定により受付簿に記入した者の数が、前条の定員を超えるときは、当該記入した者の中から抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

3 以下 略

3 以下 略

(報道関係者の傍聴)

(報道関係者の傍聴)

第四条 報道関係者で教育長が特に認めるものは、前二条の規定にかかわらず、傍聴章の交付を受けて会議を傍聴することができる。

第四条 報道関係者で委員長が特に認めるものは、前二条の規定にかかわらず、傍聴章の交付を受けて会議を傍聴することができる。

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

第五条 同上

一 四 略

一 四 略

五 写真機、録音機その他これらに類するものを携帯している者(第七条ただし書の規定による教育長の許可を受けた者を除く。)

五 写真機、録音機その他これらに類するものを携帯している者(第七条ただし書の規定による委員長の許可を受けた者を除く。)

(撮影及び録音の禁止)

(撮影及び録音の禁止)

第七条 傍聴人は、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、教育長が許可した場合は、この限りでない。

第七条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

(教育長の指示)

(委員長の指示)

第八条 教育長は、この規則に定めるもののほか、会議を適正に運営するため、

第八条 委員長は、この規則に定めるもののほか、会議を適正に運営するため、

傍聴人に対し必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第九条 傍聴人がこの規則又は前条の教育長の指示に違反するときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が定める。

傍聴人に対し必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第九条 傍聴人がこの規則又は前条の委員長の指示に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。